

(様式1)



山口市

報道資料

令和5年5月30日

1 件 名	介護保険料の賦課誤りについて
2 日 時	令和5年5月30日
3 場 所	—
4 内 容	<p>平成27年4月の介護保険法改正に係る対応について、近隣市からの照会を受け、システム設定の確認を行ったところ、本市においても近隣市と同様の介護保険料賦課誤りの事実が判明したため、次のとおり公表するもの。</p> <p>(1) 概要</p> <p>介護保険料の賦課決定は、平成27年4月の介護保険法改正（第200条の2の追加）により、当該年度の最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降はできない旨が規定されている。</p> <p>最初の保険料の納期は、普通徴収が6月30日、特別徴収は5月10日となっており、それぞれその翌日から起算して2年を経過した日を賦課期限とすべきであったが、システム上、特別徴収の賦課期限を普通徴収と同じ6月30日と設定してしまったことにより、賦課期限経過後に賦課決定を行った事例があることが判明したもの。</p> <p>(2) 対象保険料、人数及び金額</p> <p>①対象保険料：平成27年度から平成29年度まで</p> <p>②対象人数：11人（過大徴収6人、過大還付5人）</p> <p>③金額：過大徴収184,130円、過大還付93,740円</p> <p>(3) 対応</p> <p>過大徴収した方については、戸別訪問によりお詫びをし、説明をするとともに還付を行うこととする。過大還付した方には、保険料の返還は求めないこととする。</p> <p>(4) 再発防止策</p> <p>システムの設定について、システム提供事業者と協議の上、修正を検討する。また、確実に処理するためのマニュアルを整備するとともに、作業及び決裁時のチェック体制を強化して、処理誤りを未然に防止する。</p>
5 出席者	—
6 問い合わせ	健康福祉部 介護保険課（担当：石川、國弘） Tel 083-934-2795